



## <口座振替払登録届の押印について>

一部条件を除き口座振替払登録届への押印省略が可能となりました。

### ◆押印省略が可能な要件

(1)「口座振替払登録届(新規)」を使用した届出の場合

→債権者が登録する本人口座の預金通帳の写し等を添付。

(2)「口座振替払登録届(変更・追加・廃止)」を使用した届出で、かつその内容が、

①:「口座の変更」または「口座の追加」の届出の場合

→当該本人口座の預金通帳の写し等を添付。

②:①以外の届出の場合

→すでに本市に登録済の本人口座の預金通帳の写し等を添付。

### ◆押印省略ができない案件

委任状が必要な届出は届出書と委任状の両方に契約書等に押印したものと同一の印による押印が必要のため押印を要します。

印は社判のみの押印不可となり、契約書又は請求書に使用する代表者の印となります。

### ◆オンライン申請について

口座振替払登録届はオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を利用した、オンライン申請もできます。(本届出書の作成は不要)

川崎市ホームページよりご確認ください。

※オンライン手続かわさきを初めてご利用の際は利用者登録が必要です。